

出雲市上下水道料金等審議会【第5回】 会議録

1. 開催日時 令和4年11月2日(水) 14:00～15:40
2. 開催場所 出雲市上下水道局 書庫棟 会議室
3. 会議の出席者

(1) 委員 (出席10名、欠席2名)

足立修司 委員	石倉奈津江 委員	北脇祥大 委員(副会長)	高野智子 委員
小林幹治 委員	梅野ちあき 委員	中川弘美 委員	錦織和人 委員
山岡尚 委員(会長)	山本知子 委員		

※欠席：石崎俊宏 委員、武志俊太郎 委員

(2) 出雲市 (13名)

上下水道局	管理者 石田武、次長(兼経営企画課長) 妹尾俊彦
経営企画課	課長補佐 寺本真由美、主任 庄司直樹、主任 泉智明、主任 石田亜紀子 副主任 高見一弘
下水道管理課	課長 深津喜男、主査 森山和義、課長補佐 小川貢央、主任 渡部 宏道
下水道建設課	課長 勝部和夫、課長補佐 宮廻裕

4. 次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 前回までの内容に関する質疑
 - (2) 下水道使用料改定案の検討
 - ①下水道使用料の水準について【資料24】【参考資料7】
 - ②下水道使用料の体系について【資料25】
4. 開催のスケジュール(予定)
5. その他
6. 閉会

配付資料一覧

資料24	下水道使用料の水準について
資料25	下水道使用料の体系について
参考資料7	下水道事業における企業債と長期貸付について

1. 開会

2. あいさつ

出雲市上下水道料金等審議会 会長 山岡尚 あいさつ

3. 議事

(1) 前回までの内容に関する質疑

委員) 質疑なし

(2) 下水道使用料改定案の検討

①下水道使用料の水準について【資料24】【参考資料7】

(2) ①～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 下水道使用料が高い市になってしまうと、定住することや、出雲市への移住を考えると、市の魅力が少なくなってしまうので、他から長期貸付を受けることで改定率を軽減するというのはひとつの方法だと思います。また、改定率を20%にすると、1月あたりの使用料が4000円を超えてしまうので、3000円台の水準まで抑えられるといいと思います。

委員) 長期貸付によらず、恒久的に使用料を抑えるとするならば、市の一般会計から繰入れていただかないとできないことだと思います。

事務局) 委員のご意見で3000円台の水準に抑えられたらいいという発言がありましたが、改定率18%の案は3000円台の水準となっています。また、一般会計からの繰入れについての発言がありましたが、下水道は全市民の方がお使いではないので、公平性の面から、一般会計から繰入れするというのは、市としては行い難いということがあります。

委員) 独立採算で経営すべき公営企業会計が、他会計から借入を行うということが全国的によくあることなのか、例があれば教えてください。

事務局) 全国的には公営企業化してからの年数が浅い自治体が多く、出雲市も下水道事業を公営企業化してからまだ3年が経過したばかりです。大きな自治体などでは、公営企業化してからある程度年数が経過しているところもあり、一般会計や上下水道事業間で資金の融通をしている自治体もあるようなので、大きな自治体などの先進事例を見習い、他会計から借入を行うなどの手法により、少しでも改定率を軽減したいと考えています。

事務局) また、建設改良を進めている時代から維持の時代に移行していくと、資

本費平準化債の借入可能額減少による財政状況の悪化は、どこの自治体でも起こり得ることです。出雲市のように小さな自治体などでは、資本費平準化債を借りなければ経営への影響が大きいと、今後、全国的に他会計からの借入れを行う事例は増えていくものだと考えています。

委員) 高齢者、年金暮らしの方が、18%、20%値上げした場合の使用料を払っていけるのかというのが一番心配です。市が医療費等を支援することにより、高齢者等が暮らしやすい生活ができるのであれば、値上げをしても生活に問題はないかと思いますが、物価は上がっても年金は増えないので、働き盛りの皆さんとは状況が異なることが気になります。

委員) 前回の審議会での改定率20%の案に対して、もう少し改定率を軽減できないかという意見があり、今回新たに改定率18%、17%の案が出されました。今回の説明で、改定率17%では経営が成り立たないということは分かりました。改定率20%と18%のどちらが適切なのか迷いますが、子ども、孫の世代のことも考え、なるべく改定率を軽減できる案にするべきだと思います。

委員) 皆さんと概ね同じような意見です。事務局にいろいろ思案していただいて、こういう手法があるという案を提示されたことは、委員の意見に寄り添っていただいた結果だと思います。資料24の別紙の表を見る限り、改定率17%では経営が厳しく、事業を継続していくには改定率18%というところではないかと思っています。

委員) 改定率18%にしたとして、いざ借入れしようとした時に借りられないとなると大変なことになるとは思います。約10年後の他会計からの借入れは、必ず可能なものでしょうか。また、30年間の財政の長期推計は期間が長く、人口減少・物価高騰など、状況の変化があり先が読めないと思いますが、算定期間の4年毎に、計画を見直しながら進めていくということでしょうか。改定率については、改定率20%にしなくても経営が成り立つのであれば、最低ラインの改定率18%がいいと思います。

委員) シミュレーションの結果、このような改定率が示されていますので、できる限り改定率を軽減したところで進めていただけたらと思います。

委員) 昨今の物価上昇が、下水道事業にどのような影響を与えるのか疑問に思っています。使用料改定については、長期のシミュレーション結果から、令和6年4月に改定することは、やむを得ないと思いますが、改定率はできるだけ軽減していただきたいと思っています。

委員) 内部留保資金が枯渇するタイミングで、他会計から借入れをして補填するというのはいい考えだと思います。改定率18%は致し方ないと思います。

委員) 他会計からの借入れが本当に可能なのか、また、財政の長期推計を30年先まで見込んでいますが、その間の計画や使用料の見直しについての考え方について、説明をお願いしますでしょうか。

事務局) 何点か質問を受けていますので、ご回答いたします。

まず、借入れが可能なのかという点について説明します。他会計からの借入れについては、市長、副市長と相談をしたうえで、今回の案を提示させていただいています。この背景としては、企業債元利償還額は令和4年度に約55億円ありますが、令和34年度には11億円程度まで減少する見込みであり、それに伴い一般会計からの繰出し金が減少しますので、その分だけ一般会計側の負担が減ることがあります。

事務局) 二点目に、今後の使用料の見直しについて説明します。今回、長期推計を踏まえて使用料改定を行うものであり、今後の使用料の見直しについては、算定期間毎に審議会を開いて見直すというよりは、令和6年4月に使用料改定をしたとして、実際に計画どおりの使用料収入が入っているか、予算編成や決算の際に検証するほか、経営戦略を見直すことなどにより先々の使用料の見直しの必要性を検討する方針です。必要に応じて審議会を開く可能性もありますが、4年後に必ず審議会を開くということは考えていません。

委員) 見通しどおり進めば、4年後に改めて使用料改定の議論はしないと思いますが、物価の上昇により支出が増えるような事態になれば、また改めて審議会を開く必要があるかもしれません。今後の使用料改定については、都度検証しながら検討される考えだと思います。借入れについては、市中銀行との話ではなく、市の内部で話をされているので心配はいらないと思います。

委員) 使用料の改定率は低い方がよいということと、他会計から借入れ可能という前提を踏まえると、提示された案の中では、改定率18%が妥当であると思われます。改定の時期については、早く使用料を改定することにより後年度負担が少なくなるので、令和6年4月の改定でいいと思います。算定期間も4年でいいと思います。ただし、改定率18%については、電気代や物価高騰などの状況下にもあり、急激なアップは避けていただきたいところがあるので、一度に上げるべきなのか、激変緩和措置として2か年に渡って改定したほうがいいのかについて検討する必要があると思います。

(2) 下水道使用料改定案の検討

②下水道使用料の体系について【資料25】

(2) ①～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 現行の使用料区分を変更する理由もないので、体系を変更することは難しいと思います。参考として、資料25の11ページにおいて、平成23年の使用料改定の単価改定率が5%で、使用料に対して平均11.27%の改定となったという部分について、分かりやすく教えていただけませんか。

事務局) 平成23年の使用料改定において、単価改定率と使用料に対する改定率が異なる主な理由は、使用料区分の改定によるものです。例えば、新しく設けた使用料区分うち、9^m~10^m、17^m~20^mについては、改定により、使用料単価の区分が一段階高い区分に変更されているため、改定率が26%~27%と高くなっています。全体としては、表の一番下にあるとおり、①現行収入額は約10億3500万円、②改定収入額は約11億5000万円であり、平均改定率(増額割合)は11.27%となりました。

委員) 使用料の区分を細分化して、新しい区分を設けた結果、結果的に新しい区分で改定率が高くなったということだと認識しました。

事務局) 以前から、水量を基本に下水道使用料を決めているのに、水道料金と区分が違うのは不自然だという議論があり、平成23年度に下水道使用料の区分を、当時の水道料金の区分に合わせて変更しました。なお、資料25の11ページの表では、基本使用料1260円は消費税率5%の時のものですが、その後、消費税率が10%となった際に現在の基本使用料1320円になりました。

委員) 現状の使用料区分と他市との比較をお願いしますか。

事務局) 他市との比較については、資料19の18ページで記載しているとおりです。基本水量は、松江市を除く県内のすべての市が設定しています。松江市は基本料金が880円で1^mの使用から従量料金が加算されますが、その他の市は、8^m~10^mの基本水量を設定しています。また、それぞれの市の考え方により、基本使用料を含む使用料区分は3区分~8区分に分けられています。

委員) 出雲市においては、約10年前に細分化され、50^m以下のところは水道事業と同じ区分になっていることが分かりました。50^mを超えたところの区分について、水道料金の単価は一律なのに対し、下水道使用料の区分が分かれているのは、水道料金の方は口径が大きくなると基本料金が上がるという別の要素があることだと理解しています。現行の区分から変える理由はなく、変更するのは難しいと思います。この区分の中で一般家庭あるいは少量使用するところと多く使用するところに軽重をつけるのか、既にある累進制を高くするのか低くするかについては検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

委員) 区分については、水道料金の区分と合わせられているということで、これ

を新たに変える理由はないと思います。それと、各区分への改定率の配分についても、各家庭や企業の状況に合わせて配分を考え直すということも一つの案かと思いますが、特に理由がないのであれば一律の改定でいいと思います。

委員) 今までそうだったように、水量の多いところが多く払われるのであれば、現行のままでいいと思います。

委員) この区分については理由があって設定されているので、現行のままでいいと思います。

委員) 説明を聞いて納得できるので、体系は問題ないと思います。

委員) 同じです。問題ないと思います。

委員) 同じです。

委員) 同じです。ただ、水を畑や庭に撒いた場合の水量も下水道の使用料に含まれることは疑問に思います。

委員) 提示されたものでいいと思います。

委員) 改定率がどの区分も一緒だというのが一番大事だと思います。

事務局) 水道はメーターで水量が分かりますが、下水道はなかなか水量が把握できないため、現在は、下水道で処理していないものについても、水を使った量だけお支払いいただいています。例外としては、工場などの製造の過程で、冷却に使われ多量に蒸発する場合などには、控除メーターにより下水道に流れない量を把握して控除しています。ただし、すべての一般家庭に設置して控除するということは難しいため、行っていません。

委員) なかなか下水道に流れた量を把握することは難しいということでも理解しました。

委員) ありがとうございます。現行の区分、体系で使用料設定を検討いただくということで、次回またお示しいただければと思います。

事務局) 何点か確認させていただきたいと思います。改定率は18%、改定の時期は令和6年4月、算定期間は4年ということで決定したということよろしいでしょうか。

委員一同) はい。

事務局) 次に、使用料の体系は現行のままでということであれば、資料25の8ページにある現行料金表から、概ね資料25の10ページに記載された金額になるということでしょうか。

委員) 基本的にいいと思いますが、資料25の10ページにおいて、右側に記載されている各使用料区分の改定率が一律18%ではない理由を教えてくださいませんか。

事務局) 理由としては端数調整によるものです。基本使用料を例に説明しますと、現行は税抜1200円ですが、単純に18%上げると税抜1416円となります。この金額を今後消費税が変更されても税込金額が整数となるように10円単位で丸めると1420円となり、これを割り戻した改定率が18.3%です。同様に基本使用料以外の各区分においても、単純に18%上げると税抜金額に端数が出るため、小数点以下の端数を四捨五入した後の金額を現行の単価で割った結果、各区分が一律18%にならないということです。

委員) 端数処理の関係だということでは理解しました。

事務局) 基本料金は10円単位、従量料金は1円単位で丸めるということが基本的な考え方ですので、端数処理前の税抜金額が各単位未満だと先ほど申したようになります。

委員) 分かりました。

事務局) 改めて確認しますが、改定率は18%、体系は現行のとおりで決定したということでしょうか。

委員一同) はい。

事務局) 端数調整後の各区分の使用料単価については、次回改めて示させていただきます。また、改定を2か年に渡って行う場合の資料は必要でしょうか。

委員) 改定を2か年に渡って行った場合には、例えば1年目は9%の改定とする9%分の使用料の減少の影響が将来に渡って続くと思います。その辺の状況も示していただければと思います。

事務局) 今回の審議会では、改定率と改定の時期について諮問しております。改定を2か年に渡って行うパターンについては、答申書の中で付帯の意見ということで記載し、最終的には市長の政策的な判断になると思いますがよろしいでしょうか。また、先ほど体系が決定しましたので、次回の審議会では体系は示さず、

改定を2か年に渡って行った場合の資料をお示しするということによろしいでしょうか。

委員一同) はい。

委員) 一つお願いがあります。私たちは、いろいろなSDGsの活動をしていますが、洗い物をする時に油やカレー、シチューをそのまま流さないで拭いてから洗うこと、米の研ぎ汁を庭に撒くのに使ったりするなど、一般的ことは知っていますが、あまり知られていないような方法で下水に負担をかけない処理方法などがあれば、次回でいいので教えていただけないでしょうか。私たちの活動の中で取り入れたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局) 次回の審議会で資料提供させていただきます。

4. 開催のスケジュール (予定)

第6回審議会は11月18日(金)、第7回審議会は12月23日(金)に開催

5. その他

事務局から連絡事項

6. 閉会

出雲市上下水道事業管理者 石田武 あいさつ